

再質問回答

No.	質問	回答
1	<p>構成員の離脱についても提案書提出前であれば貴市に事前連絡のもと可能ですか。</p>	<p>保留議題回答No.4での回答のとおり、プロポーザル参加資格確認申請書等の提出後、申請後の後発的な事象により、共同事業者の構成内容に変更が生じた場合には、事業計画提案書等の提出までに所定の手続きを行うことにより、共同事業者の構成員から離脱することは可能です。 なお、本プロポーザルに係る事業者募集要領及び質疑に対する回答一覧を以下のとおり変更します。</p> <p>【事業者募集要領 3募集の流れ (6)プロポーザル参加資格確認申請書等の提出】 ○令和4年11月21日(月)から12月20日(火)まで</p> <p>【事業者募集要領 4参加者の資格要件 本文後段】 なお、共同事業者により参加する場合は、すべての構成員が各条件を満たしていなければなりません。また、本市がやむを得ないと認めた場合を除き、事業計画提案書等の提出後に共同事業者の構成員を変更することはできません。</p> <p>【回答一覧No.41】 募集要領「4参加者の資格要件」に記載のとおり、事業計画提案書等の提出後においては、原則として構成員の変更及び追加は認めません。ただし、市がやむを得ないと認める場合は、市の承認を条件として構成員の変更及び追加ができるものとします。</p> <p>【回答一覧No.65】 実施要領「4参加者の資格要件」に記載のとおり、事業計画提案書等の提出後においては、原則として構成員の変更及び追加は認めません。ただし、市がやむを得ないと認める場合は、市の承認を条件として構成員の変更及び追加ができるものとします。 なお、土地引き渡し後、土地一部持分の譲渡(共同事業のシェア変更、売却等も含む)については、提案内容を実施するうえで必要であると本市が認める場合であれば可とします。 また、共同事業者の工事施工等の協力会社として事業に参画することについて妨げるものではありません。</p>
2	<p>上記の質問にて離脱が可能な場合、どのような手続きが必要となりますか。</p>	<p>プロポーザル参加辞退届【様式9】に離脱する構成員の住所、商号又は名称、代表者職氏名、辞退理由を記載のうえ、代表者印を押印し、共同事業者の代表事業者を通じて提出してください。また、理由の確認等のため、追加資料を求める場合があります。 なお、プロポーザル参加資格確認申請書等の提出後に、当該共同事業者を離脱した事業者は、他の共同事業者の構成員としての参画を含め、本プロポーザルに係る以後の手続への参加は認められません。</p>
3	<p>共同事業者としてプロポーザル参加資格確認申請書等の提出後、代表企業を変更することは可能ですか。</p>	<p>保留議題回答No.4で回答のとおり、プロポーザル参加資格確認申請書等の提出後、事業計画提案書等の提出までに所定の手続きを行うことにより、代表事業者の変更を含む共同事業者の構成内容の変更は可能です。</p>

No.	質問	回答
4	共同事業者の代表事業者としてプロポーザル参加資格確認申請を行った事業者が、事業計画提案書等の提出までに共同事業者の構成員を脱退することは可能ですか。	<p>上記No.3のとおり、共同事業者間での代表事業者の変更は可能ですが、共同事業者の代表事業者としてプロポーザル参加資格確認申請を行った事業者が当該共同事業者の構成員を脱退した場合には、当該共同事業者が本プロポーザルへの参加を辞退したものとみなし、当該共同事業者の本プロポーザルに係る以後の手続には参加できません。</p> <p>また、当初に単体事業者でのプロポーザル参加資格確認申請を行い、その後、構成員の追加により共同事業者での提案を行う場合においても、当初に申請を行った単体事業者が当該共同事業者を脱退した場合には、上記と同様に本プロポーザルへの参加を辞退したものとみなし、当該共同事業者の本プロポーザルに係る以後の手続には参加できません。</p>
5	上記の質問にて脱退が可能な場合、どのような手続きが必要となりますか。	<p>上記No.4のとおり、代表事業者の脱退は認めません。</p> <p>やむを得ず代表事業者が脱退する場合は当該共同事業者は本プロポーザルへの参加を辞退したとみなし、以後の手続きには参加できません。</p>
6	現在、様々な形態での本プロポーザルへの参加を模索しているが、具体的にどのような判断基準に基づき参加の可否の判断が行われるのか。	<p>プロポーザル参加資格確認申請書等の提出においては、事業者の構成が決定した状態で申請することが原則になりますが、申請後の後発的な事象により事業実施形態の変更の必要が生じた場合には、プロポーザル実施における公平性・透明性・競争性の十分な確保を前提とし、その変更の可否を判断することになります。</p> <p>これまでの質疑回答にて示した事業者の変更のほか、想定する場合がありますら本市へ事前確認を行ってください。</p>
7	上記の質問にて変更が可能な場合、どのような手続きが必要となりますか。	<p>募集要領「5プロポーザル参加資格確認申請書等の提出」に係る提出書類を変更内容に基づき速やかに提出してください。なお、その他追加資料を求める場合があります。</p>
8	代表事業者には出資予定割合の一番大きな事業者しかなることができないのでしょうか。	<p>本プロポーザルにおける代表事業者は、本市との連絡窓口として提案内容の実現にあたっての必要な調整及び責任を負うこと等を想定しておりますので、これらについて適正に責任を負う場合であれば、出資予定割合に限らず代表事業者となることは可能です。</p>
9	プロポーザル参加資格確認申請を提出していた事業者が、申請書の提出後に辞退した場合、他の事業者グループの構成員となることは可能ですか。	<p>単体事業者又は共同事業者によるプロポーザル参加資格確認申請を行った事業者は、事業計画提案書等の提出を辞退若しくは当該共同事業者の構成員の離脱の手続きを行った場合において、当該事業者が他の共同事業者の構成員として本プロポーザルに参画することは、売却先事業者を公平・公正に選定する主旨より原則として認められません。</p>
10	提出期限までにプロポーザル参加資格確認申請書(様式4-1)を提出していない企業であっても1/27までであれば共同事業者として追加してもいいという認識で間違いはないでしょうか。	No.1と同じ

No.	質問	回答
11	<p>構成員を追加した場合、その構成員を代表事業者とすることは可能でしょうか。その場合、追加した構成員のうち、代表事業者になることができる者の要件として、提出期限までにプロポーザル参加資格確認申請書(様式4-1)を提出していることが必須でしょうか。その他、代表事業者に制約があればご教授ください。</p>	<p>保留議題回答No.4で回答のとおり、事業計画提案書等の提出までに所定の手続きを行うことにより、代表事業者の変更を含む共同事業者の構成内容の変更は可能です。 なお、代表事業者の事業者募集要領にて定める事項以外の要件はありません。</p>
12	<p>募集要項(P6)に構成員は(2)～(10)までの書類を提出することとあるが、提出期限までにプロポーザル参加資格確認申請書(様式4-1)を提出し、参加資格を満たしている企業同士が共同事業者となる場合、構成員となる企業は1/27までに構成員調書(様式4-2)を追加提出すればよいのでしょうか。</p>	<p>No.9と同じ</p>
13	<p>提案書の内容を遵守するのであれば、経済状況に関わらず、土地引渡後に他事業会社へ一部持分を売却することは可能でしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
14	<p>事業提案書提出から土地引渡までの間は構成員の変更、他事業会社への優先交渉権の一部譲渡はできないという認識で間違いはないでしょうか。また、土地引渡後なら、契約の責任を構成員が持ち続けるのであれば、他事業者に土地の所有権を一部売却することは可能でしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
15	<p>プロポーザル参加資格確認申請書提出後に共同事業者を変更するため、プロポーザル参加資格確認申請書(様式4-1)を提出した場合、プロポーザル参加資格確認結果通知が行われるまでの期間はどのくらいでしょうか。</p>	<p>概ね3週間程度を想定しています。ただし、年末年始期間等を含む場合は、延びることがあります。</p>
16	<p>共同事業者の構成員とならず、関係会社・協力会社等の立場での本事業への参画を予定している場合、その旨を事業計画提案書に記載する必要がありますか。</p>	<p>事業計画提案書に記載の提案内容について、審査基準表に基づき事業者選定委員会にて審査を行うものであり、事業計画提案書中の「実施体制」においては、共同事業者の構成員・関係会社・協力会社等の様々な位置づけの事業者による適切な役割分担のもと、確実な事業実施体制が構築されている旨を記載していただく必要があります。</p>
17	<p>関係会社・協力会社等を記載する必要がある場合、契約締結後の変更は認められますか。</p>	<p>保留議題回答No.1で回答のとおり、共同事業者の構成員の変更については、責任を持った事業計画実現等の観点から本市がやむを得ない場合として認めた場合のみ変更を認めることとなりますが、共同事業者とならない関係会社・協力会社等においてはその責任等を負うことはないことから、売却先事業者が提案を行った事業計画を実現するため、後発的事情等により変更が必要となる範囲内において、共同事業者の構成員以外の変更を原則として認めます。</p>